

深谷通信所跡地利用基本計画（案）について（中間報告）

1 地区の概況

(1) **場所** 泉区和泉町・中田町

(2) **面積** 約 77.3ha

(3) **経緯**

平成 16 年 10 月 日米合同委員会における返還の方針の合意

平成 18 年 6 月 米軍施設返還跡地利用指針

～自然・スポーツ・文化の円形緑陰空間～

○ 特色あるデザインを持つ大規模な公園・緑地

○ 交通利便性の向上に資する基盤整備

○ 防災拠点機能の形成

平成 21 年 4 月 深谷通信所提案公募事業(アイディアコンペ)

～ 平成 22 年 1 月

平成 22 年 10 月 泉区深谷通信所返還対策協議会設立

平成 25 年 3 月 泉区(深谷通信所返還対策協議会) から地元計画案及び戸塚区から区民意見の提示

平成 26 年 6 月 返還

平成 26 年 9 月 旧深谷通信所跡地利用基本計画の考え方

戸塚区深谷通信所返還対策協議会設立

2 跡地利用基本計画の考え方

(1) 計画検討にあたって

ア 旧深谷通信所の歴史

米軍施設が長期間にわたって存在してきた歴史を踏まえます。

イ 地域の視点

「泉区深谷通信所返還対策協議会跡地利用基本計画案」や「戸塚区民意見」をはじめ、両区対策協議会における議論や市民の意見、要望をできる限り尊重し、地域の実情を踏まえた計画とします。

ウ 全市的・広域的な利用の視点

郊外部の活性化をはじめ超高齢社会、地球温暖化対策など、全市的・広域的な課題に対応できる機能や施設を導入します。

エ 市の財政負担の軽減

本市の厳しい財政状況を踏まえ、財政負担が少ない施設計画や段階的な整備など、効果的・効率的な整備を行います。

(2) テーマ

「緑でつながる魅力的な円形空間」

- ◇市民が楽しみながら元気になれる「健康・スポーツの拠点」をつくります。
- ◇「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだて、「人と地域」「緑豊かな環境」をまもり、人々がふれあう活気のある空間を創出します。



3 施設計画（案）

(1) 配置の考え方

中央には、施設全体の象徴的な施設として広大な芝生広場と見晴らしの丘を配置し、市民が集う場とします。その外側には、周辺地域の方々をはじめ、広域の市民も利用するスポーツ施設と公園型墓園を配置します。さらにその外側には、地域ふれあい広場等周辺地域の方々が日常的に利用しやすい公園機能を配置します。一番外側には、車道や歩道機能に加え、健康づくりにも寄与する外周道路を配置します。また、広域的な利用が想定される球技場などのスポーツ施設や公園型墓園は、交通利便性、土地利用状況等を考慮して配置します。

なお、各施設の配置は、旧深谷通信所を縦断する「かまくらみち」を利用しながら整備することを考慮し、「かまくらみち」を存置したままで施設整備が可能な配置とします。

(2) 整備方針

ア たくさんの広場や緑地がある公園

- (ア) 憩いの場・集いの場となる公園
- (イ) 障害者、高齢者及び子供たちなど、誰にとっても安全・安心な公園
- (ウ) 景観・環境に配慮した公園
- (エ) 子供たちのための公園

イ 多様な利用者に対応したスポーツ施設

- (ア) 健康づくりや体力づくりができる施設
- (イ) 時代のニーズにあったスポーツ施設

ウ 地震等災害への対応

- (ア) 広域避難場所の指定
- (イ) 防災機能を備えた施設の整備

エ 公園と一体となった公園型墓園

芝生型・樹林型など四季折々の草花や緑に囲まれた墓園

オ 公園機能や周辺幹線道路との連絡に配慮した交通施設

- (ア) 外周道路の整備
- (イ) 環状3号線及び環状4号線、環状3号線、環状4号線各連絡道路の整備
- (ウ) 駐車場の整備等

(3) 施設内容・機能

ア 都市公園（約50ha（約65%））

地域の交流やイベント、運動、遊び、自然とのふれあいなど、様々な活動や体験ができるゾーン（ふれあいとにぎわいの広場ゾーン）と、地域にゆかりのある野球やサッカーを中心に、球技スポーツを楽しむなど、スポーツや文化活動を通して、多くの人々が交流する賑わいにあふれたゾーン（スポーツパークゾーン）を配置します。

なお、陸上トラック付き広場及び球技場は、観客席の設置等施設拡充の可能性を残した配置計画とします。

（主な施設例）：芝生広場、地域ふれあい広場、子供遊具広場、多目的広場、バーベキュー場、分区園、野球場、球技場、テニスコート、陸上トラック付き広場、運動広場、レストハウス、駐車場など

◇旧深谷通信所に約50haの公園が整備される効果（泉区の一人当たり公園面積）

整備前：2.33 m²（18区中17位）

整備後：5.58 m²（18区中7位）

※横浜市全体の一人当たり公園面積：全市平均4.86 m²（H28.5.1現在）

イ 公園型墓園（約12ha（約16%））

緑溢れる市営の公園型墓園とし、四季折々の草花や緑に囲まれた芝生型・樹林型などの墓園のゾーン（やすらぎゾーン）と、墓園内の園路や緑地などを一般開放し、散歩や憩いの場としても利用できる、公園と一体となった空間を形成するゾーン（散歩と憩いのゾーン）を配置します。

（主な施設例）芝生型墓地、樹木・樹林型墓地、花壇型墓地など

◇公園型墓園面積：約12ha

・墓域面積：約5ha

・緑地、駐車場等：約7ha

◇整備墓数：芝生型15,000区画、合葬式30,000体

ウ 道路

(ア) 外周道路（約15ha（約19%））

車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、ランニング及びサイクリングなどを楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約50mの外周道路とします。

また、かまくらみちや連絡道路等との交差部には環状交差点（ラウンドアバウト）の導入を検討します。

（主な施設例）：ジョギング・ランニングコース、サイクリングコースなど

(イ) 連絡道路

旧深谷通信所の土地利用の進捗にあわせて、環状3号線と環状4号線との連絡道路を関連道路として整備します。

エ 防災機能

広大な敷地を活かして、広域かつ地域の防災性向上に貢献できる整備を図っていきます。

土地利用については、発災時に自衛隊などの活動拠点や物資・資機材置場等として利用できるよう、構造物が少なく平坦スペースの多い広場・スポーツ施設中心の配置、緊急車両が通行可能な広幅員の園路の整備、防火樹林帯としての機能を備えた外周道路の整備など防災機能に配慮した計画とします。

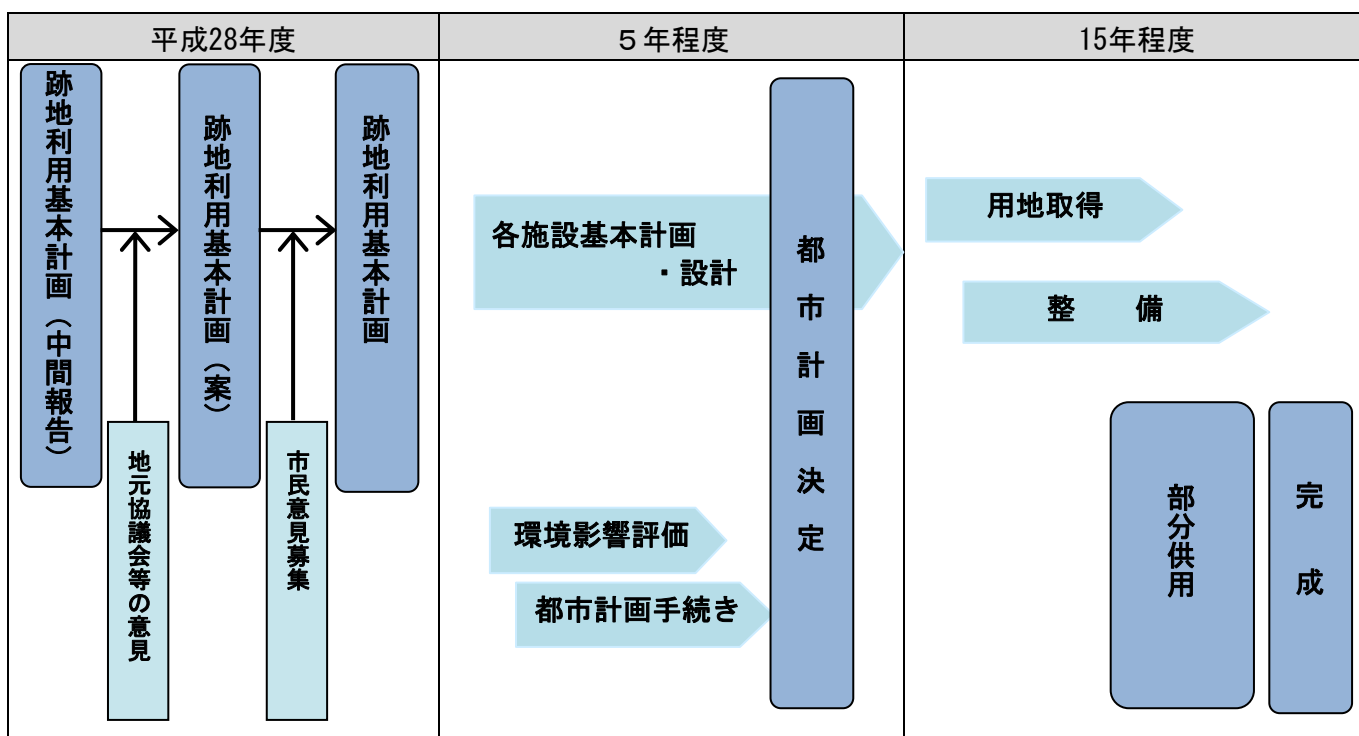
また、地域から強い要望がある防災機能を備えた施設については、広域的な観点と当該地での必要性、各施設の整備方針や計画を踏まえながら、施設計画の策定作業と合わせて検討を行い、整備を進めます。

4 暫定利用

現在、青少年の健全育成及び高齢者の健康増進への寄与という観点やこれまでの当地区での経緯を踏まえた利用を進めていますが、完成までに長期間を要する事業であり、より幅広い利用を図るという観点から、跡地利用基本計画に基づく施設基本計画や段階的整備計画の手順、国が実施している各種調査の結果、地元要望等を踏まえ、暫定利用の新たな考え方を示す必要があり、方針を作成していきます。

この新たな考え方に基づく暫定利用を始めるまでの当面の間は、現在の暫定利用を継続することとします。また、暫定利用の方針では、これまでよりも広範な利用となるため、利用方法や管理主体等管理運営方法を新たに検討し、定めます。

5 事業スケジュール



※都市計画決定及び環境影響評価については、対象となる施設のみになります。

※事業スケジュールについては引き続き精査していきます。